

# 東久留米市個人情報保護審査会 (令和4年度第2回) 議事録

- 1 開催日時 令和4年8月12日(金) 午後2時00分～午後3時11分
- 2 場 所 東久留米市役所 7階 702会議室
- 3 出席者 東久留米市個人情報保護審査会  
会長 佐藤 佳弘  
委員 林 克己  
委員 藤原 晃  
委員 中 由規子  
委員 大野 彰  
事務局  
総務部長 下川 尚孝  
総務部総務課長 関 知紀  
総務部総務課法務・文書担当課長補佐(兼)主査 伊平 篤志  
総務部総務課法務・文書担当 村野 晋太郎
- 4 議 題 (1) 検討事項(条例の方向性)  
(2) 令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について  
て  
(3) その他
- 5 配付資料 ・資料1 (パブリックコメント案) 令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について  
・資料2 (案) 改正個人情報保護法保護法に係る条例委任事項等の検討について(答申)
- 7 傍聴者 1名

**【会長】**

皆様こんにちは。審査会へのご出席、ご苦労様です。

私は今週の火曜日に、広島県からの依頼で講演を行いました。このコロナ禍ですので、例によってオンライン講演になりました。オンライン講演は、この2年半の間何度もやってきたのですが、やはりパソコンを相手に講演するのは虚しいものです。画面上には、今100人接続しました、200人接続しましたと数字は出るのですが、原則、出席者の方はカメラオフ、マイクオフですので、全部姿は見えません。無観客試合のようにやりました。最後に司会者の方が、（ ）先生にマイクオフのまま拍手をお送りくださいと言うのです。拍手は聞こえません。肖像も個人情報になりますので、個人情報保護という観点は分かるのですが、講演会は顔ぐらい出してほしいなと思った次第です。なんとも虚しい講演を最近やっております。

それでは今日は、令和4年度第2回の東久留米市個人情報保護審査会を始めさせていただきます。

最初に今日の出席者、欠席者の確認をしたいと思いますが、事務局の方から教えていただけますでしょうか。見るからに全員出席ですね。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

ありがとうございます。会議も成立しておりますので進めさせていただきます。

最初に傍聴の方の確認をお願いいたします。

**【事務局】**

お一人いらっしゃいます。

**【会長】**

お一人ですね。それでは、お一人いらっしゃるということですので、認めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

では、入室をよろしく申し上げます。

**【総務部長】**

事務局の方から、本日につきましては、行政経営課長が欠席という連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

分かりました。それでは始めさせていただきます。

今日は、議題は三点ございます。今日のゴールは、パブコメに向けたこの条例の方向性を定めるというのが、今日のゴールになります。

(1)の検討事項は、前回、八つあった条例の方向性のうち、三つまでが終了していますので、4番目から今日は再開することになります。その審議で大体方向性が決まりましたら、パブコメに持っていく原稿案の確認をしていただくこととなります。パブコメは9月1日からですので、9月1日以降にパブコメの結果を得て、また審査会でそれを確認後、答申案を確定することとなります。そうしますと、10月に市長に答申という手はずになります。そのスケジュールで進めていきたいと思っております。

それでは最初は(1)の検討事項、前回積み残しのところからスタートしたいと思います。

(3)の情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定までの検討は終わっていますので、(4)の開示請求に係る手数料から再開をしたいと思っております。

委員の方々の時間が限られていますので、手短かに説明をしていただき、効果的に効率よく進めていきたいと思っておりますので、改正個人情報保護法のどこの部分に該当しているのか、市は、それに対してどう対応するのかの点に絞ってご説明いただければと思います。

では、よろしくお願いいたします。

**【議題(1) 検討事項(条例の方向性)】**

**【事務局】**

それでは(4)についてご説明します。冒頭なのですが、資料の方を置かせていただいています。資料1ですが、差し替えをお願いしたいと思います。特に大きな変わりはなく、上の方に(パブリックコメント案)というのが書いてあるのと、最後のページの(8)で、その他で①②があったのですが、②は文言修正のようなお話で、パブリックコメントでは細かい話なので、書いてないという、それだけの違いだというようなことです。

**【会長】**

資料のタイトルは何になりますでしょうか。

**【事務局】**

資料タイトルは、元々は検討事項(条例の方向性)という、今まで説明してきた資料3です。

【会長】

前回の7月18日付けの資料3ですね。

【事務局】

申し訳ありません。差し替えているのは、事前にお配りした資料1を、机の上に置いてある資料1に変えてほしいという趣旨でございます。

【事務局】

事前に郵送にてお配りをさせていただきました、資料1という資料の方がございます。そちらの方で、表題の方を変えさせていただきましたので、今机の上にあります資料1の方に差し替えをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、会議ではこの（パブリックコメント案）の方を見るということになりますね。

【事務局】

左様でございます。

【会長】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

失礼しました。

それでは、（4）開示請求に係る手数料のお話からさせていただきたいと思います。第1回目の説明と重複しないように、簡潔にお話させていただきます。

本件は、いわゆる手数料の概念でございます。手数料の概念は、ここでは三つあるというふうに考えていただければと思います。一つ目は開示手数料、二つ目がいわゆるコピー代、三つ目が郵送料という、三つ考えていただければというふうに思います。

一つ目の開示手数料なのですが、これはどういったものなのかということをお申し上げますと、開示請求されたら、いろいろな開示請求に対する手続きが発生します。それに対する役務というか、労務とか、そういったものが発生しますので、それに対する費用をどうするか、というのが手数料ということでございます。これについては、市の方向性の方にも書かせていただいたのですが、現行条例でも手数料は無料、無償でやってきた実績がありますので、今後個人情報保護法のもとでも、無償の方向性でやっていきたいというようなことでございます。

二つ目のコピー代ですが、これは実費の費用でございます。これについては、今の条例でも白黒が10円で、カラーコピーが100円でさせていただいていたのですが、これも、今後も同様の方向で、同じ額でやらせていただきたいというようなことで、方向性を示しております。

三つ目は郵送料の問題なのですが、情報公開制度の例ではありますけれども、切手代は、開示請求者に負担していただいております。これに伴いまして、個人情報保護法のもとでも、切手代を実費負担、開示請求者に負担をしていただくというようなことを書いております、方向性として。実は、この郵送交付というのは、情報公開制度では行っていたのですが、個人情報保護制度では行っていなかったものです。ところが、その新法においては、政令22条2項というところなのですが、郵送交付というものが定められていますので、市として、切手代の実費をいただいて郵送交付をしていく、というようなこととなります。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございます。

開示請求に係る手数料に関しては、開示手数料を現行どおり無料で、複写コピー費用は、白黒10円、カラー100円、そして郵送料は、実費負担というふうになりますが、皆様、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 【会長】

特にご意見ないようですので、この事務局案のとおりの方角性で進めていただきたいと思います。

それでは次は、(5)の開示、訂正及び利用停止請求の手續についてご説明ください。

#### 【事務局】

はい。それでは引き続きご説明申し上げます。

これは開示、訂正及び利用停止請求という手續きでございますけれども、請求権者が市へどうやって手續きをするか、というような議論でございます。ここでも大きく分けて三つの請求権があります。

ここに書いてありますように、開示請求権、これは市役所にある自分の情報を見せてください、というような請求権でございます。これが一つ目。これは法76条で決まっております。

二つ目が、訂正請求権というものがあります。これは法90条で決まっております、開示請求権を行使して自分の情報を貰ったのだけれども、これは自分の情報と事実が異なるから訂正せよ、というような請求権です。こういった権利もございます。

三つ目が、利用停止請求権というものがございます。これは法98条で決まっております、同じように開示請求してもらったけれども、この自己情報の利用は問題であるから、その利用を停止せよ、というような請求権でございます。

実際に、この二つ目と三つ目というのは、ほぼ実態として活用された事例はないような状況でございます。なので、ポピュラーな開示請求権を軸にして説明します。

それで、この論点で求められていますのは、いわゆる開示決定期間です。開示請求されてから、これは非開示情報かどうかというのを調査して、開示決定、非開示決定をするのですが、その決定期間のお話でございます。

資料3の表があるのですが、【表】新法と現行条例における開示決定等に係る期限の比較、というところがございます。こちらで説明させていただきたいと思います。一番上の開示決定等の2番目の横行が、訂正決定、利用停止決定なのですが、この開示決定等で説明させてもらうのですが、これの一番上の開示決定等の中の内訳として、83条1項、83条2項、84条というものがあります。一番上が、通常の請求をした日から何日以内に決定しなければならないか、というものでございます。それで、2番目の横行が、例えば大量の文書が請求されましたというときに、開示決定期間で決定行為ができない場合に延長をしたい、というようなときのものがございます。三つ目の、84条のお話が、延長したにもかかわらず、それでも大量で決定できない場合にどうするか、というような三つの概念でございます。

それで一番上の横の一行が、83条1項の、通常の開示決定期限なのですが、右二つの法定日数、現行条例の日数というのを見ていただきたいのですが、法定の日数というのは、いわゆる今回の個人情報保護法で定められている法定の開示決定期限、開示決定をするまでに要する日にちです。それが30日とされています。現行条例は、今まで14日以内というふうになっていたわけです。なので、このままですと、法律がそのまま適用されますので、30日になってしまいます。でもこれをしてしまうと、今まで14日で決定の利益というものも得られていたものが、30日に延長される、法定とはいえ延長されるというところがございます。ここをどうしようか、というようなお話なのですが、期限の特例を定めることができるというようなことが、この議論の一番核心でございます。それが法108条にあるのですが、いわゆるこういった場合に、極論を申しますと、今までの現行どおり、14日というのを条例で定めれば、そういった特例措置を設けても良い、というようなお話でございます。なので、今回、現行条例の日数で14日と書いて、(採用)と書いてあるのですが、市民サービスの見地から、こちらの14日を採用したいというようなことでございます。

二つ目の横行なのですが、これも法定日数30日、今度は現行条例が60日でございます、いわゆる条例の方が長いと。これは当然、法律の方がより厳しい要件を定めてござい

すので、こちらを採用すると。これは特例というよりは、強行法規的に30日以内の方を採用する必要があるというようなことでございます。

それで84条。延長したけれども、その延長期間にも間に合わなかった場合なのですが、法律ですと、最初の開示決定が30日以内で、延長期間が30日以内なので、30足す30の60日で、1回、何らかの決定をなさい、というふうになっているのですが、それでも決定できない場合は、相当の期間内に決定をなさい、というふうに書いてございます。基本的には、現行条例はこういった記述がないので、この考え方を採用しようかなというところなのですが、今まで我々は14日以内、最初の通常の見定期間は14日以内で、それに延長期間30日なので、合計44日が適当であるというようなことで、そういったような特例と申しますか、そういったものをするのが合理的であろう、というようなことで、そのようにしたいというようなところでございます。

それから、同じように訂正決定も利用停止も、法律と条例を比べてみて、より厳しい方を使って見定期間を定めるというところは、同じように考えております。

こういったような特則を設けることを考えておまして、この（採用）というところが、結局、法と条例を比較考量した上で、より短い方を取って、市の制度としてまいりたいというような内容でございます。

ここで一つ今回の説明は終わりなのですが、もう一つですね、手続きとして審査請求に関する手続きというものもあるのですが、これはどちらかというと、個人情報保護制度というより不服申立制度なので、別途、国の手続規定というのは、行政不服審査法に求められているので、基本的にはそこで具備できるだろうということで、ここに特段書いてはいないです。ただ一点ですね、審理員制度というものがあります。不服申立てがあったときは、審理員でまず議論をして、その後行政不服審査会というもので議論するのが本当なのですが、当市の場合は、個人情報保護に係る不服申立ての専門的な機関としてこの審査会があるので、そういった場合は、審理員を適用除外にすることができるという規定がありますので、今までもそうでしたので、今後もそういった運用をしてみたいということです。

以上です。

## 【会長】

ありがとうございました。

(5)の開示、訂正及び利用停止請求の手続についてご説明いただきました。

それぞれの開示請求、訂正請求、利用停止請求の期限が問題になろうかと思えます。そのうちの二つの、訂正請求、利用停止請求の方は、新しい個人情報保護法の期限の方に合わせると。そちらの方が厳しいというのは、そちらに合わせるということで良いのかと思うのですが、開示請求ですね。開示請求の方、何かご意見ありましたら伺いたいと思います。何かございますでしょうか。

改正個人情報保護法が83条1項で、30日となっているのを、市の方では、より厳しく14日以内で運用したいということなのですが、皆様、何かご意見ございますでしょうか。

**【委員】**

市民にとって便利なことだと思います。あとは市の業務として、これまで問題なくやってこられたということであれば、サービスを低下させる必要はないかなと思います。

**【会長】**

心配なところですね。

**【委員】**

心配なところです。

**【会長】**

せっかく新しい個人情報保護法が30日以内となったわけですから、シンプルに言えば、法律に合わせるとシンプルだと思うのですが、あえて法に合わせないというところですね。

**【委員】**

開示するに当たっても、やはり慎重な判断も必要な場合があるので、そこら辺のところかなと思います。

**【事務局】**

よろしいでしょうか、事務局から。

**【会長】**

はい。

**【事務局】**

ご議論いただいている部分として、法令の方では30日以内、現行の条例において14日以内でやっているのを、14日以内で今後も、ということ、市民の方の利便性というところを考えれば、そういった形でいくべきなのかなというのが、事務局としての考えではありません。今いただいているご議論の中で、むしろご不安な点、本当にして大丈夫なのか、というところがあるとすれば、むしろ新法の83条の2項の方になる、これまでは60日間を限度とし、というふうになっているところですが、相応の場合があつて、すぐにお返事ができなくて延長させていただくことが、これまでの実際の運用としてはございました。そのときの日数が、むしろこちらの方が、法定の日数の方ですと、30と30で60のところ、市の



方も、実際この部分については60ということで、同じ扱いをしていた。それが、ここを30というふうにしてしまうと、結局44ということで、この部分が短くなってしまいうことの方が、むしろご懸念が当たる部分なのかなと思います。

こちらについては、確かに60日としても、法と現状と、なんら変わらないところではあるので、事務局としては、この法定の日数の30に合わせるというところはありませんでしたが、そこは念のため60の現行のままとすれば、必要以上に短くもならず、その困難性があつた場合に、十分に審査をしてお答えをする期間も取れるということで、現行条例の日数を、そのまま生かすといった考え方もあるのかな、というふうには思うところではあります。

ご意見をいただければと思います。

**【会長】**

皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

特例の方を使って60日に合わせるとなると、特例を使うというのを何か予定しているように感じてしまうなど。であれば、法律に全て揃えるか、14日と、やはり市としての基本方針を採るのであれば44でこだわった方がいいのかな、という気がしました。やはり原則論で言うべきだと思います。14であれば14でやっていかなければいけないと思います。それを延ばせるからという、延ばすことが予定されているように感じてしまいます。

**【会長】**

いかがでしょうか。

**【委員】**

14日以内ということで、業務日はどうなっているのでしょうか。土日を含むかどうか。

**【事務局】**

土日も含んでおります。

**【委員】**

休みが増えると厳しくなってくるのですね。

**【事務局】**

そうですね。実際に一番厳しいなというときは、いわゆるゴールデンウィークの前に請求された場合というのが、非常に対応しづらかったというところではございます。なので、本当に営業日が足りないということで、そういったときには、仕方なしに延長決定をせざるを得

ない場面も出てくるのですが、休暇制度も多くなっているというところがありまして、そこで決定期限が狭まるという実態は、あるにはあります。

**【委員】**

ただその60日を目いっぱい使わないで、その場合は、この休暇分ぐらいだけ少し伸びますよ、ということで処理されるというところが実情ですか。

**【事務局】**

そうですね。実際には請求される対象にもよるのですが、量が多ければ多いなりにそれだけ長くなりますし、それほどでもなければ、全部文書を見れたりもするので、ものにもよると思います。

**【委員】**

確かに、本当に簡易なものであれば数日でも可能なものもあるので、本当にものによるのかなと思います。やはり結構、紛争性の高い案件だと、他の市でも職員の方の負担が、それですごい残業をしなければいけないとか、それも少しいかなものかなと思っております。他に業務不要日を除くとかというのがあれば別ですが、単純に日から日まで14日だと、やはり厳しい時間帯もあるかなと思います。私の方は、市が14日で大丈夫というのであればよろしいと思いますが。

**【会長】**

それでは皆様いかがでしょうか。開示請求が30日以内となっているから30日まで延ばしていいというわけではなく、早く開示できればしていくわけですから、その場合14日になるかもしれないし、一週間になるかもしれないですね。それだけ努力しながら、30日までに開示しようとしているのであれば、私はもう法に合わせた方がシンプルじゃないかと思っています。いかがでしょう。

**【委員】**

今まで30日を超えるような案件はあったのですか。

**【事務局】**

14日を超えるというものは非常に多いです。多くの案件が、そもそもの量が多いのです。なので、ものにもよりますけれども、延長してしまうものは、普通にあります。

**【会長】**

普通にあるのですね。

**【委員】**

すると30日ではないかという議論になります。原則を定めているので、原則14日でできないという方がよくないと思います。

**【委員】**

件数的、単純に統計学的にはどうなのですか。

**【事務局】**

ぱっとは出ないのですが、例えば当年度の文書の開示請求であれば、比較的すぐにその文書の在否というのは確認ができますので、14日以内でのお答えというところも可能なのですが、過年度分ですとか、過去ものになってきますと、地下の書庫であったりとか、手元にない文書というものがありますので、その場合においては、なかなか14日以内での回答というのが難しい、というようなことをございます。あとは量の問題となります。

**【会長】**

実態といいますか、現状の基礎データがあれば、それに基づいて客観的な判断ができるかと思うのですが、感覚的に延びることもあるというお話を伺うと、14日以内を努力して開示するようにしながらも、法に合わせる方がシンプルかと思うのですが、いかがですか。

**【委員】**

14日で終わらない方が多いという、かなりあるということであれば、暦の問題と、職員の方の体制の問題を考えると…。

**【会長】**

市民の方は早く開示してもらった方が、もちろんそれは利便性が高まるのですが、それは市の方としても早く開示するように努力して運用されているのでしょうか、そこを無理してやるよりも、30日以内というふうな運用で、私は問題ないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。法と違うものを作っていく方が、私はあまり気持ちよくない。

**【委員】**

30日で終わらせるということで、30日にして努力してもらった方が、市民にとってもいいのではないのでしょうか。

**【会長】**

いかがでしょうか皆様。

**【委員】**

私は会長の意見で。

**【会長】**

すみません。ありがとうございます。では、せっかく作っていただいた案ではありますが、できる限り新法に合わせるという形で、開示請求の期限を作っていただきたいと思います。訂正請求や利用停止請求の方は、これは原則でも全部法に合わせるという形ですね。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

ということになります。この、(5)の請求の期限につきましては、そのような方向でよろしければ、方向性を定めて、パブコメの資料を作っていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の(6)の行政機関等匿名加工情報について、ご説明よろしく願いいたします。

**【事務局】**

はい。引き続き説明させていただきます。

行政機関等匿名加工情報については、前回、結構詳細に説明させていただいたところではございます。ですので、簡単に、お時間の制約もございますので、ご説明します。

行政機関等匿名加工情報というものは、まずどういったものかということなのですが、市役所で持っている、いわゆる電子的なデータというものがあります。そういったものを、いわゆる民間のイノベーションという言い方をされておりますけれども、そういったものに、しっかり個人情報や復元しないようにして、特定できないようにして、それを活用してもらって、いわゆる企業活力の向上、そういったものに使っていこうというような考え方でございます。こういった制度を、国は進めているというところなんです。前回もお話しましたが、課題としましては、電子的データをお渡しするので、事故性というのが非常に気になる場所です。この辺の技術的な基準というのは、何かあるのかということなのですが、ここが現在のところ、詳しい技術的な基準はないです。この辺というのは、各市町村、日本全国、質問しているようなのですが、あまり詳しい情報が入っていないのが実態でございます。こういう課題が、今後はあるというところでございます。

それで第1回でもお話しましたが、都道府県、政令指定都市は、これをやっていって、公募で良い提案があったらそれを採用して、その採用者にそのデータを復元不可能にしてお渡しする、というようなこと、これは都道府県、政令指定都市がやっていかなければいけないのですが、市町村には経過措置というのが設けられて、そういった公募とかはしなくても、とりあえず良いと、いうふうになっております。26市の状況なのですが、全ての情報を把握しているわけではないのですが、今のところ、実施をしますという市は把握してございません。ですので、方向性としては、こちらの方に書いてありますように、調査研究を今後ともしていく、というようなことを書かせていただいております。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

匿名加工情報の提案募集に関する規定は設けない、ということではありますが、皆様いかがでしょうか。私のうろ覚えなのですが、全国の自治体でこの提案募集しても…。件数ご存知ですか。実際にあった件数ですが。私の記憶だと…。

**【事務局】**

2か3かと。

**【会長】**

そうです。2件か3件なのです。やっても実質的に募集はないと。というのは、匿名加工情報は使いにくいようなので、新しい加工情報が新設されますので、そちらも使いやすい情報になりますから、そちらの方がこれから使われていくのだらうなと思います。ですので、この実質的に提案がないものの規定は定めないという方向、私は正しいかなと思っています。

皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】**

もちろんオープンデータと言われておりますので、たくさんデータを使っていただきたいですし、ビッグデータを使うことで、様々なサービスも生まれると思うのですが、この匿名加工情報については、それは未来があまり見えないと思うのですね。

(6)は、事務局の提案どおり規定は定めないという方向で進めたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

そのような方向でまとめていただきたいと思います。

では次は(7)の(仮称)東久留米市個人情報保護審査会について、ご説明をよろしくお願ひします。

**【事務局】**

はい。それでは引き続き、(7)の(仮称)東久留米市個人情報保護審査会についてご説明申し上げます。

これはまさしく本審査会の内容でございます。根拠条文としては、105条と129条というような条文があるのですが、非常に大部で難しく書かれておりますけれども、それを非常にコンパクトにご説明申し上げます。

まず105条というのが、いわゆる行政不服審査法に基づく不服申立機関の役割でございます。ですので、先ほども申し上げましたけれども、自己情報開示請求権を行使して、東久留米市側が、それに対して非開示決定をした、というようなこととなりますと、その非開示決定を不服として、審査請求というものをする権利があります。その審査請求というものをされた場合には、まさしくこの審査会で、その決定の当否について審査していただいて、それに対して市側に答申をして、これは開示するべきですとか、これは非開示情報で相当でしょうというような判断をすると、そういった権能がこういった本審査には定まっておるといふようなところが、この105条の言わんとするところでございます。ただ一点、注意点というのがございまして、前回もお話したのですが、今までは条例、東久留米市の自治立法において、非開示条項というのは定めておったので、ある程度解釈というものが、いわゆる市側、審査会側に与えられていた部分というものはあろうかと思いますが、今後、法律の条項になりますので、拡大解釈とかが、なかなかしにくいというところはあると思います。こういったところは、よく国の方は、いわゆるこの解释权というものが、個人情報保護委員会にあるのだということで、よくそういう公文の中に出てくるのですが、そういったところは今回の改正において、あるというのが実態でございます。これが一つ目です。

もう一つの審査会の機能として、これまでもあったのですが、いわゆる不服申立てとは別に、個人情報の適正な取り扱いをどうしていくかというような、意見を述べる機能というものが、今までもあったのですが、これについても、一定制約はありながらも、国の方が129条で認めてはいます。129条を見てみると、いわゆる専門的見地からというようなところで、自由に制度に関することが言えるような感じの条文に見えるのですが、実際には、その下にあるガイドラインですとか、いわゆる説明というか、対応ガイドみたいなものが発出されているのですが、そこを見ると、やはりこの解釈は、個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立された、というような表記があったり、地方公共団体の機関において、個別

の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるというような表記が結構あったりして、こういった運用とかいうことに対して、実態としては、非常に狭まった機能というか、そういった表記が多いと思います。

あともう一つ、今回のこの説明はここで以上なのですが、これまでも少し説明したのですが、権限が少し狭まるというところを、若干補足しようと思います。今までバラバラにお話ししておりましたので。私どもの条例を見てほしいのですが、法令で言うと7をご覧いただきたいのですが、我々の今までの条例から大きく変更があったというのは、今までも議会が入っている、入っていないとか、そういったようなお話もしたところもありますけれども、まず第4条第2項なのですが、審査会に今まで自治立法で権限を認めていたのですが、これが排除された例でございます。

第4条第2項で、実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報、今までよく言った要配慮個人情報とか、口語で申し訳ないですが、センシティブ情報みたいな言い方もしましたが、収集してはなりませんよと。ただし、3行目の、東久留米市個人情報保護委員会の意見を聴いて、4行目、認めた場合はこの限りでないということなので、収集しても良いというような、いわゆる判断が任されていた部分はありました。しかし国からは、こういった独自判断をしてはならないというような、許容されないという言葉を使っていますが、そういったことが示されております。ここは、権限が縮小されるところでございます。

引き続き第3項ですが、ここは、個人情報を収集するときは本人からこれを収集しなければならないと書いてあるのですが、これはよく本人収集の原則という言い方をします。ですが、これは新法においては載っていない、いうふうになっております。新法がどうなっているかと申しますと、簡単に申しますと、法令の範囲内で、法令に基づく、予定している収集のされ方で保有しなさい、というふうになっております。ここがなくなる、ということでございます。

次に第10条第3項第7号です。この規定というのは、個人情報を目的外利用しては駄目だとか、目的外の提供をしてはいけませんというような制限規定なのですが、事情があって、法令で定めてあるときは、そういう目的外利用というのは当然いいのですが、そういう法令に定まってない場合、(7)において、審査会のご意見をお聴きして、それを目的外利用するかどうか、というような権限が与えられておりました。ところがこれも、そういった権限は、許容されないという言い方をしますが、これも審査会の機能として、なくなってしまいます。

次に12条です。電子計算組織の結合の制限ということですが。これはいろいろ話題にもなるのですが、これも法律とかに定めがない場合、いわゆる回線結合するときに、審査会のご意見を仰いでいたのですが、これも国の方で、この部分を特定して、そういうものはやってはならない、設けてはならないというようなことが書かれております。

次に26条です。26条の2項があるのですが、実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止しなかったときは、審査会に対し、その事実を速やかに報告しなければならない、ということなのですけれども、どういうことかという、先ほど、自分の個人情報がよくない使われ方をしているから利用停止してください、というような請求権があるというお話をしましたが、その請求がなされたからといって、例えば急にそのシステムを止めるとか、請求されたからといって、中身をあまり考えないうちに、一個人の請求者の情報を利用停止する、というのが好ましくない場合が、多分想定されているというようなことがあります。それで、実施機関側の判断で、それを一時停止しなかった、というような選択を取る場合もあるかと思います。そのときには、審査会にその事実を報告しなさいという報告義務がありました。ところが、これについて新法については、個人情報保護委員会にそういうものがあるのかと思いましたが、そういうものもなく、ここはそのまま規定として落ちてしまうということが言えます。

あと全体的に、この条例は特定個人情報の規定もあるのですが、その部分は廃止していただくことになり、という説明がされておりまして、その理由としては、番号法により読み替えられて適用される個人情報保護法が直接適用されることになるため、ということでもあります。少しここは審査会の権能とは違いますが、大きく審査会の権能に関するところ、いわゆる狭まるものをご紹介いたしました。

#### 【会長】

ありがとうございました。

この審査会の権限が限定的になったり、役割が少し変わったり、行うべき仕事も制限といえますか、仕事の内容も減ったりするところがあるようなのですが、皆様何かご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

特に105条で読み替えていた不服申立ての審査はここでやらない、ということですね。専門的な知見に基づく意見を聴くというところは、あまり具体的には書かれていないですが、こういう懸案だったら聴くけれども、こういう懸案はここでは聴かないんだ、ということがあるわけですね。その点が少しよく分からない点があるのですが。

#### 【事務局】

説明がたつなくて申し訳ございません。いわゆる不服申立ての機能というのは、今までどおり、この審査会で行っていただくことになります。ただ解釈は、法律の非開示条項に照らして行う、というのが一点でございます。それで、この129条の意見を述べる機能というのは、なかなか国の公文を見ても詳細に分からないところもあるのですが、いわゆる個人情報を市の中で運用していく上での、例えばマニュアル的なものを、法律の範囲内に限定して諮問するのは可能である、というような趣旨のことが書いてございます。

以上です。



**【会長】**

いかがでしょうか。私は少し誤解していたようですが、105条と129条の仕事は、この審査会で残すということですね。ただ129条の方の具体的な懸案とかがよく見えなところではありますね。個人情報扱う業務とかシステムが新たに生まれたときに、それはこの審査会に諮ることはない、ということなのですね。その点分かりました。

**【委員】**

特に必要な場合だから、原則は諮問しないということですよ。

**【会長】**

運用する市の方では、これまでこの審査会にやってもらったり、ここで審議してもらっていたことができなくなるものがいくつか出てくると思うのですが、それは市の業務上は特に支障は生じるという予想はありますか。

**【事務局】**

実際には、法に規定していなくて、例えば目的外利用とかいうようなことも、今までは諮問をさせていただいたこともありました。私が来る前なのですが、防災関係の情報で、急に震災が起きてからだと、要配慮者といいますか、そういったものが集められないということだったかと思うのですが、それを審査会に諮って、集めるというようなことを私も見たことがあるのですが、そういったものの判断が基本的にできなくなって、あくまでも法律上で、それは目的外利用していいのか、いけないのかというような判断をして、もしも分からなかったら、個人情報保護委員会が解釈権を一元管理しているというお話ですので、そこに問い合わせて、その可否を問うような形になっていくのかなというふうに思います。

**【会長】**

129条に基づく専門的な知見に基づく意見を聴くということを残していき、そこには強制力も特にないということですよ。

**【事務局】**

そうです。

**【会長】**

とりあえず、一応アドバイスをしていく、アドバイス役ですね。おそらく審査会の役割とか仕事は少し変わっていくことがありますので、規定とかを作り直すことになっていきますよね。それを、新しい作られた規定を渡していただきますと、またより具体的な話ができ

と思うのですが、今回このパブリックコメントに載せるに当たっては、この表現でいいのかなと思うのですが、皆様、ご意見はいかがでしょうか。

105条、129条については、もうこの二点で、審査請求を行うと、専門的な知見に基づく意見を聴くと、これが表現上残されるものになります。実際に仕事をする委員の方からは、具体的な内容というか、疑問としては残りますけれども、それは新しい規定を作っていたかどうかということにして、パブリックコメントに向けた表現としては、これでよろしいでしょうか。

**【委員】**

審査会の役割として、従前の審査会のメンバーをどうするか。条例上、学識経験者からなっておりますが、専門的な知見というと、もう少しぐっと狭くなりそうな気もしますが、そうでもないのですか。市民の感覚だとかそういうところも、ある程度必要なのかなと思うのですが、この条文だけ見ると、本当に専門家の、博士号でも取った者を連れてこい、となるのかとか考えるところがありますが、ここのところは特に大きな縛りまではない、ということよろしいですか。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

おそらく審査会で行ってきたものが、いくつかこれから行われなくなると思うのですが、パブリックコメントの表現上では、この105条、129条の機能が行われるというふうに述べるしかないかと、私は思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

よろしければ、(7)の東久留米市個人情報保護審査会については、事務局の案でまとめていただければと思います。

最後に(8)がその他として残されています。(8)その他についても、ご説明いただけますでしょうか。

**【事務局】**

はい。(8)その他について説明させていただきます。こちらは補足的なご説明になってしまうと思いますが、今まで現行条例でも年に1回、開示請求は何件ありましたとか、そういった決定、運用状況を公表していましたので、これを引き続き行っていくというのが一点

と、②ですが、こちらは情報公開条例が非常に個人情報保護条例と密接不可分な制度でございますので、個人情報保護法の施行条例ができると、いろいろな文言の表記とかを合わせていかなければいけないということなので、こういった文言表記とかを改正していくというようなことございます。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。（８）については、特にパブリックコメントに載せる内容ではないものですが、ご意見ございますでしょうか。特にないようでしたら、この議題の（１）の検討事項（条例の方向性）につきましては、ほぼ事務局で作っていただいた案でまとめていただき、先ほどの（５）の開示、訂正及び利用停止請求の手續のところは、法に合わせるという方向で作っていただくということで、まとめていただきたいと思っております。よろしいですか皆様。

（「はい」の声あり）

**【会長】**

そのような形で、これからパブリックコメントの原稿作りと答申案の取りまとめを行っていただきたいと思えます。

それでは、議題の（２）令和３年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について、ご説明ください。これはパブリックコメントの内容になりますね。よろしく願いいたします。

**【議題（２） 令和３年度情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について】**

**【事務局】**

はい。それではご説明させていただきます。

本議題では、今後のパブリックコメントについてと、本審査会の答申案についてご説明をさせていただきます。先ほどの資料について、本日机上での差し替えをお願いしたところでございます。よろしく願いいたします。

それではパブリックコメントについて、でございます。こちらは９月１日から９月２１日までを予定しております、その間、市のホームページ、１階の市政情報コーナーなどに掲示し、意見募集を行う予定でございます。パブリックコメントをする際に掲示する資料を、先ほど差し替えをお願いした資料１、（パブリックコメント案）令和３年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について、として配付しております。こちらは、今まで、市の

方向性（案）という表記にしておりましたが、市側の方向性としてこの審査会においてまとめたものをパブリックコメントに付すに当たり、方向性という表記にしております。ただ、内容としては、これまでの資料、第1回審査会の資料3としてお配りしたものです。本日もご使用いただいたところでございますが、こちらから大きく変更はしておりません。先ほど、開示請求に係る部分につきましていただいた、開示請求の決定等の期限を30日以内というところに修正をさせていただいたところで、それ以外のところは大きな変更はなく、というところでございます。こちらは資料1のような形でパブリックコメントに付してまいりたい、というふうにご説明でございます。なお先ほど、最後のページになりますが（8）その他、というところで運用状況の公表、というところについては、これまで8月に市広報等で公開しています。今後も同様の取り扱いとする方向性としします。ということで、その他としては、運用状況の公表については実際市民の方に関わりがあるところでございますので、そういった形で、これまでのことと今後のこと、というふうにパブリックコメントに付してまいりたいと考えております。それ以外については、ここまでご議論いただいた内容がそのまま記載されております。資料1のご説明は以上でございます。

次に資料2、こちらは郵送にて送らせていただいた資料になります。こちらが改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について（答申）でございます。こちらは本審査会の答申案を事務局の方で作成したものでございます。基本的には、これまでご説明させていただきました市の方向性をベースに作成しており、そこに委員皆様からいただいたご意見を反映しているところでございます。したがって、本日いただいたご意見についても、改めて反映させた形で、答申案としての取りまとめを予定しているところでございます。こちらの方も、開示請求に係る部分についての訂正の方は、また加えさせていただければというふうに考えております。ここまで既に、前回の審査会のときにいただいたご意見の場所について、ご確認の方をお願いいたします。前回のご意見としては、抽象的な非開示要件は市民にとって分かりづらいのではないか、といったものがございました。この点を、答申案の別紙1の後ろの方になるのですが、別紙1の4、適当と認められる理由の（3）情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定の最後の行に、反映の方をさせていただいているところでございます。他にも何件かご発言をいただいたところでございますが、事務局に対する質疑というふうにご理解をさせていただいておりますので、答申案には特に反映の方はしていないところでございます。先ほどいただいた、今回第2回目の意見の方は、今後改めて反映したものを、次の審査会の方で諮らせていただきたいと思いますと考えております。なお、本件答申案につきましては、本日のご意見を反映させていただいた後、委員の皆様の方へご確認をさせていただきます。一定成案が整いましたら、10月頃に、また改めて第3回目の審査会を開催し、答申案の確定、それから市長への答申というふうに進んでいく形を想定しているところでございます。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございました。

先ほど（８）はパブリックコメントに含まれないというふうに言ってしまったので、申し訳ないです。パブリックコメントの中では、運用状況の公表として説明が記載されることとなります。

**【委員】**

①だけなので①は取った方がいいと思います。

**【事務局】**

失礼しました。ありがとうございます。

**【会長】**

②の方の取り扱いはいかがになりますか。これも追加して入るということですか。パブリックコメントの方の記載の中に（８）の②は。

**【事務局】**

②については、情報公開条例の方に関わることでございまして、パブリックコメントに適するものでもないのかなというふうに思っておりますので、特段記載をする予定は、事務局としては持っておりませんが、その部分については、こちらの方も付した方がいいということであれば、また考えてまいりたいと思います。

**【会長】**

先ほど審議して説明いただいた（８）その他の②の方は、パブリックコメントへの記載はしない予定であります。特に問題はありませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

**【会長】**

では、この案のとおり行っていただきたいと思います。パブリックコメントは9月1日から実施されますので、パブコメの結果を受けて、また審査会で確認し、並行して今作られています、この答申案の中で、先ほどの期限のところは修正が確実に入るものでありますが、その他のところもまだ確定ではありませんので、皆様お持ち帰りになっていただいて、一度読んでいただき、ご意見ありましたら、次回の審査会でも出していただき、パブリックコメントの意見とともに、また確認したいと思います。その結果、答申案が確定しましたら、10月、市長に答申することになります。そのような手順で進めていくこととなります。

さて、この方向性については、ほぼこれで固まりましたが、何か他にご意見とか、付け加えたいこととかございますでしょうか。

**【委員】**

方向性はよろしいかと思うのですが、改正後の条例は結構細かい、大変な作業になりますね。

**【事務局】**

そうですね。条例の条文になりますと、要件をきちんと定めたりしなければいけないところもございますし、直前まで細かい文言修正を加えたりしますので、今回ご議論いただいたのは、条例に書く方向性ですね、中身のいわゆる大きな、こういうふうに書きますよということなので、ここでお話いただいて、この方向性で書かれた内容、あと先ほど申し上げた期限のところは変わりましたので、そういうのを変えていかなければいけませんので、そういうものをしっかり吟味するというようなところもあります。ですので、基本的にはご議論いただいたこの内容が、そのまま条文に入っていくイメージでございます。

**【会長】**

他に何かございますでしょうか。

パブリックコメントを公表するときには、説明書きも入れるかと思いますが、国の方針もしっかり述べていただきたいと思います。国の方針というのは、この全国共通ルールを定めたので、全国の自治体はこれに則って、個人情報の条例を作っていく、という方針が出ていると。なので、東久留米市も極力この新法に合わせる形で条例を考えたのだ、ということをしかり前提に述べていただきましたら、市民の方も何で変えるんだというふうな疑問が少し解消されるのではないかと思いますので、そのような形で説明をしていただければと思います。他に何かございませんか。

**【事務局】**

一応、パブリックコメント案としてお配りをさせていただいた資料1のところ、本日皆様の方でご議論いただいて資料としていた資料3のところとは若干異なりまして、2番の制定趣旨のところだけを少し膨らませていただいて記載をしているような状況でございます。皆様にお配りした資料では、上の3行のところしかご説明をさせていただいておらなかったのですが、まさに会長ご指摘のとおり、なぜか、というところがないと、パブリックコメントに付す意味がないというところがございますので、もう少ししっかりと説明すべきでした。申し訳ございません。この改正に伴い、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれに適用されていた規律が、新法に統合され、全国的な共通ルールとなりました。また、この規律については、個人情報保護委員会が

一元的に解釈運用することになりました。そういった前提があつて、令和5年4月1日からは、東久留米市でも個人情報保護制度の運用に関し、新法が直接適用されることから、現行の東久留米市個人情報の保護に関する条例（以下、「現行条例」という。）を廃止し、新法の施行に関して必要な事項として、法令で委任された事項、また、条例で定めることが許容された事項を新たに規定する（仮称）東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下、「新条例」という。）を制定し、新法の規定に則って個人情報の保護を適正に行ってまいります。ということで、なぜこの改正が起きたのか、というところは追記の方はさせていただいているところでございます。申し訳ございませんでした。

**【会長】**

ありがとうございます。パブリックコメントの中で、全国的な共通ルールになりましたと書かれていたのですね。安心しました。何かパブリックコメントに向けてご意見とか、ご提案はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**【会長】**

それでは議題の（１）（２）を終えて、（３）のその他に入りたいと思います。事務局の方からその他について、どうぞご説明ください。

**【議題（３） その他】**

**【事務局】**

本日、個人情報保護審査会の開催に当たりまして、非常にタイトなスケジュールの中お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。また、非常に貴重なご意見をいただき感謝申し上げる次第でございます。先ほど申しましたが、今後、パブリックコメントを実施し、委員の皆様にもその内容については報告させていただくことを考えております。また、いただいたご意見を事務局にて取りまとめをさせていただき、なるべく早い段階で答申案に反映しようと考えておりますので、よろしく願いいたします。次回の日程について、でございますが、パブリックコメントの状況にもよりますが、10月には開催の方をさせていただきたいと考えております。現在日程は未定でございますが、候補日が決まりましたら、また調整の方をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

10月だと日程が入ってきてしまいますので早めに候補を。

**【事務局】**

先に日程の調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

10月の上旬、中旬、下旬に何か目処ありますか。

**【事務局】**

上旬だとスケジュール的に厳しいと思いますので…。

**【会長】**

中旬、あるいは下旬になるかもしれない、という予想だそうです。私も結構スケジュールが入っておりますが、できる限り合わせますので、よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

かしこまりました。スケジュール調整の方だけ先にお願いすることもあるかと思います。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

そうしていただくとありがたいです。あと委員の方々からご意見とかございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。ではこれにて、東久留米市個人情報保護審査会令和4年度第2回を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会時刻 午後3時11分